

戦後教育改革期における「大学での教養教育と専門教育」

—教育刷新委員会第五特別委員会での議論を中心に—

橋爪孝夫

(山形大学 学術研究院)

はじめに

知識基盤社会と呼ばれる世の中になって久しい。変貌のめまぐるしい時代においてこれに対応するため大学教育も柔軟に変化していくことが求められている。しかし不易と流行ということで言えば、現代の大学教育のあり方を考えるに際して時代に合わせて変化していく部分があると同時に原理原則を守る部分も考えられなければならない。

現在の大学教育は学校教育法、教育基本法、ひいては日本国憲法の精神に根差して行われている。これは戦後教育改革の時期、それ以前の教育＝教育勅語体制への歴史的反省に基づいて獲得された教育理念を実現するために打ち立てられた「教育基本法制」と呼ばれる枠組みを守っているということである。現代の大学教育改革もこの理念を深く理解し、その実現を目指すという基本方針を守った上で日々の改善に取り組む必要がある。

この理念について、しかし現代の理解では大学基準協会が多くを担った戦後の新制大学基準を重視する傾向が強く、敗戦という歴史上の画期において行われた教育に関する根本的議論の成果を広く見ているとは言い難い。特に大学基準協会で行われた実行力のある改革の影に隠れてしまった感のある教育刷新委員会の、それも総会以外において行われていた大学教育に関する議論の要素は見出しづらい。

この点について、教育刷新委員会第5特別委員会での佐野利器の議論に見られるように、総会以外で行われた議論の中にも現代の大学教

育改革への示唆となる要素は多くある。(橋爪,2015) 本稿では以上の視点から、同じく第5特別委員会における関口鯉吉の議論に着目し、そこに含まれた過去の大学教育の事実に基づく理念の様相を明らかにする。

序論

戦後日本の教育改革は占領軍・CI&Eによる内面指導の影響を強く受けて行われた。現在日本の大学制度の基本となった所謂新制大学の制度も第一次米国教育使節団報告にある「高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会にならなくてはならない」(註1)を基調とする高等教育に関する報告に大きく影響を受けて成立している。

これは例えば、戦後日本の教育改革を主導したとされている教育刷新委員会の決議の一つである「大学の国土計画的配置について」(昭和23年7月23日)の中で、高等教育の門戸を広げ18-20歳人口に占める当時の新制大学在学者数の比率5.36%を向上させ、高等専門学校の在学者数の比率である8.18%まで伸ばすことを企図し「従来の高等専門学校に入学出来ることと同様の安易さで(傍点著者)、新制大学に入学出来るようにするためには、大体この八・一八%の比率を目標とすべきであろう。」

「尚八・一八%という目標は、今後わが国の経済状態の向上に伴い、できるだけ之を高めることが望ましい。」と記し、これを全国に広く大学を設置する根拠としていることなどからも窺える。(註2)

このような占領軍の影響を強く受けながらの新制大学の展開は、後に教育刷新委員会から大学基準協会の主導に移っていく。設立に当たって文部省や占領軍からの独立性にある程度言及されていた教育刷新委員会に比べ、元々が占領軍=CI&E 担当官による具体的な大学設立基準に関する働きかけを受けたことから設立された経緯のある大学基準協会には占領軍=CI&E 担当官からの内面指導が多くあり、結果としてのこの強い影響を受けながら大学教育改革が進められていった様子は『大学基準協会55年史』や(羽田,1999)(土持,2006)らの研究によって明らかにされている。

仮にこのような戦後教育改革の主流と呼べる動きを外発的な改革の契機と捉えたとき、それまでの大学教育の現実に根ざす内発的な理念に基づいた改革の契機はどのように捉えられるだろうか。一つの視点として、占領軍=CI&E の強い影響を受けていた大学基準協会に比べ、大学基準作成のような実行力のある改革にはつながらなかったにせよ、教育刷新委員会の、それも総会以外で議論された中にそのような契機が認められるのではないだろうか。

筆者はかつて教育刷新委員会の委員である佐野利器の新制大学に関する議論から、戦前の大学教育・専門学校教育への反省に基づいた理念の表れとして、現在の山形大学が総合大学として教養教育に取り組むことの意義を見出すことが出来た。(橋爪,2015) 本稿ではまた別の委員の議論に着目し、当時の大学基準協会主導の新制大学制度に大きな影響を与えなかったとしても、現在の大学教育改革を考える際の指針となり得る戦前日本の大学教育の実態に根ざした内発的理念の一端を明らかにしたい。

本論

1. 教育刷新委員会第5特別委員会設置に至る議論

教育刷新委員会総会における高等教育につ

いての議論の詳細は(海後・寺崎,1969)をはじめ多くあり、様々な事柄が明らかにされている。ここでは筆者が着目した関口鯉吉という委員の高等教育改革に関する意見が議論の中に登場するまでの大きな流れを確認する。

教育刷新委員会総会での大学教育に関する重要な議論の一つは1946(昭和21)年10月18日の第7回総会において行われている。この日の議題の中で教育刷新委員会の前身となった「日本側教育家の委員会」での議論の成果を確認し、その内容を戦後教育改革に生かすため当時の委員達による報告が行われた。この中で委員の一人であった戸田貞三は、戦前日本の学校制度の問題として専門学校の教育が「大学教育に較べますと、程度の低い一つの専門教育に過ぎない」或いはその専門学校から上位の学校へ進学する途が「人数から見ますと、大学の取用率というものが非常に僅かなものであります」という問題があり、高等教育を受ける機会が制限されている。この状況を「これは何とか改めなくてはならない」という議論が行われていたことを報告している。(註3)

戸田は続けて技術者養成の話として、前出の佐野利器の考えなどから影響を受けたことを述べつつ「技術というようなものは、少数の技師を置いても決して発達するものでない。日本の工業を発達させるには、大学程度、詰り現在の工学部で教育している位な程度の技術者を沢山出さなければ、決して我国の工業というのは発達するものでない」「今日の大学教育程度の学校を沢山作って、そうしてそこで立派な技師を沢山養成する」という案が日本側教育家委員会の小委員会で検討されていたことを報告しており、これは新制大学の数的充実により教養を身につけた多くの技術者を養成するという点で佐野の意見と歩調を一にしており、さらにまた占領軍=CI&E の高等教育を多数者のための機会とする、という方針とも合致していた。

2. 関口鯉吉の大学論

このような議論の流れに対し、また別の角度から意見したのが関口鯉吉である。関口は1886(明治19)年、静岡県生まれでこの時60歳。1910(明治43)年東京帝国大学理科大学を卒業し、中央气象台技師を経て1936(昭和11)年より東京帝国大学理学部教授であり、東京天文台長を兼任。富士山頂の高層気象観測の創始者であり、天文学を基礎として気象学および海洋学に関連した調査研究に従事していた。また1939(昭和14)年からは文部省専門学務局長も兼任しており、戦後教育改革を主導した大学人の中でも文相・田中耕太郎や教育刷新委員会副委員長・南原繁と同じく戦前に官僚経験を持つうちの一人となる。(註4)

この時関口は、日本側教育家の委員会での大学教育に関する議論以来の基調であった技術者養成の必要性などを根拠とした高等教育の機会拡大に理解を示しつつも「本格的の大学というものは職業教育ではない、実業教育ではない。詰り目的を持たない一つの知識の宝庫というか、知識の泉を湛えたものが大学である」として、原点に立ち返っての大学論を主張した。またここで関口のいう「本格的の大学」なるものは理想上の存在では無く「アメリカなんかには、そういうのが沢山あります。マサチューセッツ・インスティテュート・オブ・テクノロジー、カリフォルニア・インスティテュート・オブ・テクノロジー、これが純然たる研究機関であります。而も、それが他の大学と同じように、立派な人間を養って出している。本当の大学はああでなくちゃならない」と続け、世界的に見ても数少ない研究と教育を高度に両立した大学設立の可能性を提起している。これは敗戦後の復興の中で若者が高等教育を受ける機会を少しでも増やそうとする議論とは異質な意見であったが、関口は戦後教育改革という状況であるからこそ「今日はそういうものが必要である。日本の文化の進歩、エヴォリューションの為に

は必要であるということ強調して、具体的に更にそれを一歩進めて御検討になることをお願いしたい」と主張している。(註5)

関口の意見を受けて他の委員からも、高等教育の機会拡大以外の視点からの意見が出始める。務台理作は「大学というものを、本当の意味に於いての学術研究の場所にする」ための工夫に言及し、高橋誠一郎は高等教育の普及を重視する立場に立っていたものの関口の言う「本格的な大学」という考え方も「どうしても一方に考慮して行かなければならぬ」という立場から「研究指導機関としての大学というものに対して、専門技術を教育する専門学校というものは区別した方がいいのではないか。但し、これを専門学校ということがいけないならば、それは大学という名前をつけてもいいんでもあります」という折衷案とでも呼ぶべき意見を述べている。

教育刷新委員会委員長でありこの日の議長を務めていた安倍能成はこの件を学校制度の問題として捉え「所謂専門学校教育というものの年限の長短を与えることによって、やはり大学教育というものの区別がそこに存するのではないかということ。更に深い研究所といえますか、大学院といえますか、そういうようなものとの関係をどういう風にするか」として、技術者養成を行う専門学校と大学及び更に高度の研究を行う大学院、という整理を試みたが、議論がまとまることはなかった。

翌第8回総会の席上、この日の議長を務めた教育刷新委員会副委員長・南原繁は「この前大分御討論がありまして、大変有益でございました」と述べつつも「総会でいつ迄やっておっても、纏まりが附く迄やっておいて責任を持って纏めることは困難」と断じ、安倍委員長が学校制度の問題としてまとめた一連の議論を第5特別委員会へ託すこととした。

しかし関口は当初この第5特別委員会の委員に選ばれなかったため、一連の関口から乃問

題提起に関する議論は暫く置かれることとなった。

3. 第5特別委員会 一六・三・三・四をめぐる議論と「二つの大学」一

以上のような経緯で設置された第5特別委員会は「上級学校体系に関する事項」を議論する場所とされたが、全体の基調となっていた高等教育の機会拡大と関連して六・三制のような学校制度の議論を急ぎ実施する必要があったことに加え、これと関連して教員養成や技術者養成を目的としたかつての旧制高校、専門学校、師範学校、大学、大学院全てを対象として学校群の新編成・体系化を扱っていたため議論は回数を重ねることとなった。南原繁に小委員会設置を示唆された第8回総会会議（1946（昭和21）年10月25日）から一ヶ月ほど後の11月14日の第1回から始まり年を越え、翌1947（昭和22）年1月15日の第8回会議で「関口鯉吉君がなんかいろいろ意見があるから、入れたらどうか」という意見が出され、更に約一ヶ月後の2月7日、第12回会議で漸く関口鯉吉の発言機会がやって来る。

ここまでの議論では、占領軍=CI&Eの内面指導の成果もあり、高等教育の門戸を拡張することを重視し、六・三・三・四制の全国統一的な展開を目指す、という学校制度を前提として議論が行われていたが、関口はこの前提自体に異を唱え「大学教育を六・三・三・四として、それが動きのとれない窮屈なものだとしますと、私の考では理学教育に関する限りは、とても今までの水準のサイエンスを保って行くことは出来ない」「大学には本格的大学と専門学校的大学とある。今までの大学は専門学校的大学で、必要に応じてそれを活かして社会の為にプールを作ってやるのが、一つの大きな使命である」としますと、その社会がどういうクォリティのどれだけの分量のプールを必要とするかということから、大学のスケールといったものを決めなければならぬし、学科内容も決め

なければならぬ。」「六・三・三・四では中途半端なものしか出来ない。社会の要求する人間を質と量に於て充すことが出来ない」などと述べ、最後には「若しもアメリカ方面の意見に偏って居る文部省の気持の如く、六・三・三・四を相当動きのとれないものがあれば、この際又その決議の精神を見直して新たな態度で臨まなければならぬ」とまで意見している。（註6）関口の考えでは、大学には専門学校的大学と本格的大学があり、六・三・三までは統一で良いとしても最後の大学の部分は専門学校的大学であれば三年でもよいし、本格的大学であれば五年或いはそれより長くするなど、制度に幅を持たせて二つの大学を作る必要がある、ということであった。

ここで関口は「私の思想はかたくなかもしれませんが」断ってまで「二つの大学」を分ける必要に更に言及している。旧制中学校5年+旧制高校3年+帝国大学3年=11年間の教育期間が3+3+4=10年になるということは、1年短くなるだけではないか、という意見もある中で「一年年数を少なくするという事は、一年ではなく、二年以上短くなるのと同じなのです。」「今度一年少なくなったということは、エフェクトに於ては二年三年少なくなったのと同じである。」と述べたり、別の場面では「どうしても今まで位なければ駄目であります[殊に理学の方面は]」という議事録の記述も見られる。科学教育を行う「本格的の大学」の教育は4年間では足りないという強い主張が窺える。

しかしこのような刷新委員会での異論を横目に占領軍=CI&Eは大学基準協会への内面指導を続け、六・三・三・四の原理原則を守って新制大学の制度は創設された。

結論 関口鯉吉の見出した科学教育の理念

結果だけを見れば六・三・三・四への反対意見の一つに過ぎないが、関口の意見の特徴は大

学の機能分化に着目し、明確に「二つの大学」が必要であると主張していた点にある。この主張の端緒は、遡って1946（昭和21）年9月20日、教育刷新委員会第3回総会に見られる。初期の総会では一人一人の委員が戦後教育改革における自らの教育の理想や理念を語る機会があった。関口は戦後の科学教育の在り方に言及し「事実をありの儘正確に眺め、それから帰納して或る自然法則を取出し、そうした自分が取出し、又過去の先人が取出した所の法則を演繹的に自然の現象に当嵌めて、成程その法則は確かである。不変的なものであることを悟らせ、応用力を高める、こうした行き方であって欲しい」と述べている。

このような科学教育の重視は戦後教育改革に臨む教育刷新委員としては当然のことにも見えるが、関口に関して言えばこの発言の起源をさらに遡ることが出来る。この発言からほぼ20年の昔、1925（大正14）年に刊行された著書『太陽』の最後の段を見ると科学について以下のように著されている。「眼前の事物をあるがままに見、之を最も統整ある體系の内に時空的に配列しようとする不断の努力としての科学、其一部分たる太陽物理学の現勢を紹介しようといふのが著者の目的であった」「物理学の原則を確固たるものと仮定するも、集積極まりない「事物」の数量と間断なく進む観察の精緻とは不断の立て直ほしを吾々に要求する。其結果は更に「事実」の集収の方向と観察の方法とを暗示し新たなるステップにわれわれを驅る。築いては崩れるはかない殿堂の観ある「科学」の「仮説」や「理論」、其れは吾々の発足場として、將又行歩指針としてのみ尊重さる。決して定住の場ではない。」ここで科学者・教育者としての関口は自然科学の精神に関連して現代で言う課題発見・探求の重要性に言及しており、第3回総会での発言からはこのような自然科学の精神を育てる場として戦後日本の教育の在り方に期待していたと考えられる。

戦後教育改革以来、新制大学は全て同じ基準で設置認可と適格認定を受けるという仕組みが現在まで継続されている。大学の多様化が当時とは比較にならないほど進んだ今日ではあるが、70年の成果として「本格的の大学」に相応しい科学教育を実現していくことが大学教育の「不易」として大正年間の科学教育から関口が見出した理念を活かすこととなる。そのためには学生が事実根ざして思考し、不断に自ら課題を発見し探求する科学の精神を身につける機会を大学教育の多くの場面で準備する必要がある。

<註>

- 1) 『資料教育基本法 50 年史』 p.88
- 2) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第十三巻』 p.82
- 3) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第一巻』 第7回総会議事速記録より
- 4) (山口,2009) p.230
- 5) 前掲『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第一巻』135-137頁.この時、関口の大学教育に関する意見は一続きの発言で議事録の2頁半に及んでいる。
- 6) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第八巻』 p.185

<参考文献>

- 関口鯉吉 1925 『太陽』 岩波書店。
 海後宗臣・寺崎昌男 1969 『大学教育<<戦後日本の教育改革第9巻>>』 東京大学出版会
 日本近代教育史料研究会（編）1995 『教育刷新審議会会議録第一巻』 岩波書店。
 日本近代教育史料研究会（編）1997 『教育刷新審議会会議録第八巻』 岩波書店。
 日本近代教育史料研究会（編）1998 『教育刷新審議会会議録第十三巻』 岩波書店。
 鈴木栄一,平原春好（編）1998 『資料教育基本法 50 年史』 勁草書房。

大学基準協会年史編さん室(編) 2005『大学基準協会五十五年史』財団法人大学基準協会.

羽田貴史 1999『戦後大学改革』玉川大学出版部.

土持ゲーリー法一 2006『戦後日本の高等教育改革政策』玉川大学出版部.

山口周三 2009『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂.

橋爪孝夫 2015 「教育刷新委員会における佐野利器の議論から見る山形大学創立の理念」

『山形大学高等教育研究年報第9号』33~39頁.

謝辞

本研究の一部は JSPS 科研費 JP 16K04451 の助成を受けたものである。